

2024年9月25日

加入者 各位

帝人グループ健康保険組合

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」と「資格情報のお知らせ」について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を頂いておりますこと厚く御礼申し上げます。

[2024年2月15日にお知らせ](#)しましたとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化（以下、「マイナ保険証」）により、2024年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、「マイナ保険証」の使用を基本とする仕組みに移行することになります。

帝人グループ健康保険組合の対応について、下記の通りご案内いたしますのでご確認・ご対応くださいますようお願い致します。

記

1. スケジュール

	2024年度			2025年度			
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
マイナ保険証	「マイナ保険証」の使用をお願いします 						
現行保険証	12/2 新規発行終了 ★ 現行保険証は発行終了後、1年間使用可能 						
資格確認書	「資格確認書」を発行予定 ★						
資格情報のお知らせ	「資格情報のお知らせ」を発行予定 ★						

【ポイント】

- ・マイナ保険証：すでに使用可能です。まだ取得されていない方は、申請・登録をお願いします。
- ・現行保険証：2024/12/1 時点でお持ちの帝人グループ健康保険証は、資格情報に変更がない限り **2025/12/1** まで使用可能です。2025/12/2 以降は使用できなくなります。
- ・資格確認書：2025/11 頃に配付予定です。
- ・資格情報のお知らせ：**2024/10 下旬～11 月上旬に配付させていただきます。**

※次項以降に「資格情報のお知らせ」について説明いたしますので、ご確認・ご対応をお願いします。

2. 「資格情報のお知らせ」について

(1) 「資格情報のお知らせ」とは？

- ・マイナンバーカードには、現行の健康保険証に記載されている「記号・番号」や「資格取得年月日」などの情報が記載されていません。
- ・このため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくことなどを目的に、すべての加入者（被保険者・被扶養者）に対して、個人単位でのお知らせを発行することとなりました。

(2) 使用方法

① 資格情報を確認したい時

マイナンバーカードには資格情報の記載はありません。保険証廃止後はマイナポータルで確認することとなりますが、「資格情報のお知らせ」に記載されている資格情報を確認することで、簡単に把握できます。

② マイナ保険証が使用できない時

医療機関にカードリーダーがない場合や、カードリーダーの不具合等で「マイナ保険証」が読み取れない場合に、マイナ保険証とセットで提出すると受診が可能です。

※「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することができません。

(3) 配付対象者

- ・2024年10月11日時点の帝人グループ健康保険組合の加入者

(4) 配付時期

- ・2024年10月下旬～11月初旬

(5) 配付物

- ・様式：世帯単位で被保険者・被扶養者分をまとめて封筒に入れて配付
- ・同封物：①案内文 ②資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い
③本通達「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」と「資格情報のお知らせ」について

(6) 配付方法

- ・原則として、「2024/9/19時点の住民票住所へ郵送（特定記録郵便）」させていただきます。
- ・一部、事業主経由で配付させていただく場合があります。

3. 本件照会先

〒791-8530 愛媛県松山市北吉田町 77 番地 （社内メール マジ北 健保）
帝人グループ健康保険組合
外線：089-972-3651 内線：807-2233/2234

（参考）マイナンバーカードに関するお問い合わせ

「マイナンバーカード総合サイト」 <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

／以上

【ご参考】

1. 2024/12/2 以降の取り扱い

2024/12/2 以降	健康保険証の新規発行廃止 <u>※別途、通達等でご案内します。</u> ・マイナ保険証を持っていない新規加入者には本人からの申請により「資格確認書」を発行
医療機関受診時	「マイナ保険証」 ^{※1} または 「現行の健康保険証」 または、「資格確認書」 ^{※2} を窓口で提示
2025/11 頃	資格確認書を発行 <u>※別途、通達等でご案内します。</u> ・マイナ保険証を持っていない人に対して、健保組合から職権にて「資格確認書」を発行（既に「資格確認書」を持っている人を除く）
2025/12/2 以降	現行保険証の使用終了 ・2024/12/1 時点現在お持ちの健康保険証は、資格情報に変更がない限り、2025/12/1 まで使用可能です。2025/12/2 以降は使用できなくなります。
医療機関受診時	「マイナ保険証」 ^{※1} または、「資格確認書」 ^{※2} を窓口で提示

※1. マイナ保険証

- ・医療機関などにカードリーダーがない場合や、カードリーダーの不具合等で「マイナ保険証」が読み取れない場合に、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をセットで提出することで受診が可能。

※2. 資格確認書

- ・「マイナ保険証」を持っていない、または更新中などにより、「マイナ保険証」を医療機関の窓口で提示できない方に発行する氏名・生年月日・被保険者等記号・番号等が記載されているカード。

2. Q&A

Q1	2024年12月2日以降は現在の保険証は使用できないのでしょうか？
A1	現在お持ちの保険証は、資格情報に変更がない限り2025/12/1までは使用可能です。
Q2	現在、マイナンバーカードを取得していませんが、保険証廃止日（2024/12/2）以降に医療機関を受診するときはどうなるのでしょうか？
A2	2025/12/1までは、現行の保険証を使用して医療機関を受診することが可能です。 <u>2025/12/2以降は保険証を使用することができません。</u> マイナンバーカードを取得していないなど、「マイナ保険証」を使用することができない方へは、2025/11頃に健保組合より「資格確認書」を交付します。 「資格確認書」を医療機関の窓口に出して受診してください。 「マイナ保険証」を使用すると、限度額適用認定証の交付申請なしで、自己負担分を超える支払いが不要になる、等メリットがありますので、ぜひマイナンバーカードの取得と健康保険証の利用登録を行ってください。
Q3	資格を喪失する際、または記号番号等を変更した場合に、配付された「資格情報のお知らせ」はどうすればよいのでしょうか？
A3	ご自身で破棄ください。（健保組合への返却は不要です。）

Q4	資格を喪失する際、または記号番号等を変更した場合、健康保険証はどうすればよいでしょうか？
A4	2025/12/1 までに資格を喪失する際、または記号番号等を変更した場合は、事業主経由で健保組合まで返却ください。
Q5	配付された「資格情報のお知らせ」にマイナンバーの下 4 桁が記載されていますが、健保組合はなぜ加入者のマイナンバーを保有しているのですか？
A5	健保組合は「個人番号利用事務実施者」 ^{※3} として登録されており、その事務手続き等で必要な範囲内において、事業主や行政機関システムからマイナンバーの提供を受けています。

※ 3. 個人番号利用事務実施者

- ・ マイナンバーを使って、番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）別表第 1 や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等のこと。

3. 関連リンク先

[令和 6 年 2 月 1 5 日お知らせ（帝人グループ健保 H P）](#)

[マイナンバーカードの健康保険証利用について（厚生労働省 H P）](#)

[マイナンバーカードの健康保険利用についてよくある質問（デジタル庁）](#)

[マイナンバーカード統合サイト](#)